

令和 3 年 10 月 1 日

取引業者各位

大東文化大学 研究推進室

公的研究費（科研費等）による取引について

大東文化大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日付文部科学省）を踏まえ、公的研究費（科研費等）による取引の中で、不正使用が発生しない、させないよう以下のことに取り組んでおります。また、不正使用が発覚した場合には、厳格に対応いたしますので、ご協力をお願いいたします。

1. 取り組み

①「公的研究費の取引にあたっての誓約書」の提出

本学と取引を行うにあたっては、別紙「公的研究費の取引にあたっての誓約書」をご提出いただく場合がございます。また、本学の内部監査におきましては、取引帳簿の開示や調査協力等を依頼させていただく場合もございますので、ご了承のほどかさねてお願い申し上げます。

②全品検収の実施について

本学は金額の有無にかかわらず、全品検収を実施しております。物品、役務（翻訳、プログラム開発等）は、研究者に直接納品するのではなく、特別な理由が無い限り、必ず以下の事務室まで納品いただきますようよろしくお願いいたします。

- 板橋校舎所属の教員...研究推進室 〒175-8571 板橋区高島平 1-9-1
- 東松山校舎所属の教員...研究推進室東松山分室 〒355-8501 東松山市岩殿 560

③伝票の宛名・日付・印について

本学は金額にかかわらず、「見積書」、「納品書」、「請求書」の提出を求めています。それぞれの証憑には、必ず日付の記入と会社の印を押印ください。また、他の研究費と区別するため、宛名は「大東文化大学 科研費 研究者名」としてください。

④通報窓口について

研究者等及び事務職員等より不正な行為の依頼等があった場合は、以下の窓口に通報ください。

2. 不正取引が発覚した場合について

本学との取引のなかで、不正等が発覚した場合には本学の規程に則り対処いたします。

「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」第11条

本学は、公的研究費の使用による物品・役務の調達について、不正取引等が認められた場合は、学校法人大東文化学園固定資産・物品調達要領第8条に準じ、当該契約を解除し、以後関係した業者と当該研究者等との取引は認めないものとする。

「学校法人大東文化学園固定資産・物品調達要領」第8条

次の各号の一に該当する業者に対しては、一定期間取引を停止し、または以後の取引を取消すものとする。

- (1) 調査にあたり虚偽の申告をしたと認められるもの。
- (2) 入札または見積りにあたり談合を行ない、学園に不利益を及ぼしたと認められるもの。
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の質、数量に関し、不正の行為があつたと認められるもの。
- (4) その他学園に対し、不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの。

3. 連絡先・窓口

上記についてご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

問合せ先：大東文化大学 研究推進室 科研費担当者

住所：〒175-8571 東京都板橋区高島平1-9-1

電話：03-5399-7830

FAX：03-5399-7864

Mail：kenkyu@jm.daito.ac.jp